

児童福祉施設（保育所）・小規模保育事業の認可申請にかかる意見聴取について

1. 児童福祉施設（保育所）の設置認可申請について

①施設の概要等

保育所名：出雲スマイル保育園（現在：出雲南保育園）
 所在地：出雲市塩冶町1192番地2（現在：出雲市塩冶町1060番地）
 設置主体：社会福祉法人 愛和福祉会（平成30年6月19日設立）
 運営事業：第2種社会福祉事業（保育所）
 事業開始：平成31年4月1日
 定員：60名（0歳～5歳 各10名）

②これまでの経緯

昭和58年 6月～	認可外保育施設「出雲南保育園」創業
平成23年 4月～	出雲市認定保育所として運営費補助金を交付（国・県）
平成27年 8月	「認可化移行運営費支援事業実施要綱（国）」（平成27年7月21日施行）に基づき認可保育所への移行を希望
9月	「平成27年度第1回出雲市子ども・子育て会議」において社会福祉法人化を条件とした認可保育所への移行について同意されたことにより、認可化へ向けた準備を開始
平成28年 11月	新園舎として土地を賃借したうえで、保育所を創設、社会福祉法人化を同時に進めていきたいとの意向が示される
平成29年 3月	社会福祉法人愛和福祉会準備会 設立
平成30年 6月	社会福祉法人愛和福祉会 設立
7月	児童福祉施設（保育所）の設置認可申請書の提出

③制度上の対応

- ・保育所の認可は、島根県が、地域の保育の需給状況・施設の保育の実施状況・見込み等を踏まえ、認可を行う。
 - ・設置申請については、設置主体から、出雲市を通じ、県へ提出される。この際、市の量の見込みや確保方策にも関係することから、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、意見を付することとなる。
- ※制度における認可の考え方の方針としては別紙参考資料のとおり。

④今後の対応方針及び予定

- ・子ども・子育て会議の意見を踏まえ、意見書を作成し、9月中を目途に、必要書類一式を島根県へ送付。
- ・島根県では、保育所を認可する際には、児童福祉法の基準を満たすかどうかを確認するとともに、島根県が設置する児童福祉審議会に意見を聴き、認可の可否を判断することとなる。

2. 小規模保育事業の認可申請について

①施設の概要等

事業所名：ひらた乳児保育園（現在名同じ）
 所在地：出雲市西平田町213番地2（現在地同じ）
 設置主体：株式会社 ひらた乳児保育園（平成30年6月1日設立）
 運営事業：小規模保育事業A型
 事業開始：平成31年4月1日
 定員：19名（0歳：6名、1歳：6名、2歳：7名）
 連携施設：社会福祉法人 平田保育会
 （平田保育所、みなみ保育所、中部保育所、わにぶち保育所、北部保育所）
 職員配置基準及び面積基準

	基準（必要保育士数・必要面積）	申請
職員配置	0歳児 3：1（2人） 1、2歳児 6：1（2人） 上記のほか1名 合計：5名	常勤保育士：4名 非常勤保育士：3名 （常勤換算数：1.5名） 合計：5.5名
面積	0、1歳児 3.3㎡/人（39.6㎡） 2歳児 1.98㎡/人（13.8㎡）	乳児室・ほふく室 40.0㎡ 保育室 53.7㎡

②これまでの経緯

昭和59年 4月	認可外保育施設「ひらた乳児保育園」創業
平成23年 4月	出雲市認定保育所として運営費等の補助金を交付
平成27年 8月	「認可化移行運営費支援事業実施要綱（国）」（平成27年7月21日施行）に基づき小規模保育事業への移行を希望
9月	「平成27年度第1回出雲市子ども・子育て会議」において連携施設の設定が整うことを条件に小規模保育事業への移行について同意されたことにより準備を開始
平成30年 7月	・連携施設等事業実施に係る体制の整備がなされる。 ・小規模保育事業A型の設置認可申請書の提出

③制度上の対応

- ・小規模保育事業は、市長が、地域の保育の需給状況・施設の保育の実施状況・見込み等を踏まえ、認可を行う。
 - ・認可の基準として、児童福祉法、出雲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を満たす必要がある。
 - ・認可については、市長が、出雲市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、いきいき子どもプランの内容、量の見込み・確保方策、地域の実態等を勘案して判断する。
- ※制度における認可の考え方の方針としては別紙参考資料のとおり。

【参考：小規模保育事業について】

- ・市町村による0～2歳児を受け入れる認可事業で、A型、B型、C型の事業類型があり、それぞれ認可基準が設定されている。
- ・小規模保育事業A型については、認可保育所とほぼ同等の設備・面積・職員の配置基準となっている。

④今後の対応方針及び予定

- ・申請内容については、出雲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たしている
- ・子ども・子育て会議の意見を踏まえ、市が認可の適否の判断を行うこととなる。

子ども・子育て支援新制度における保育所等の認可について

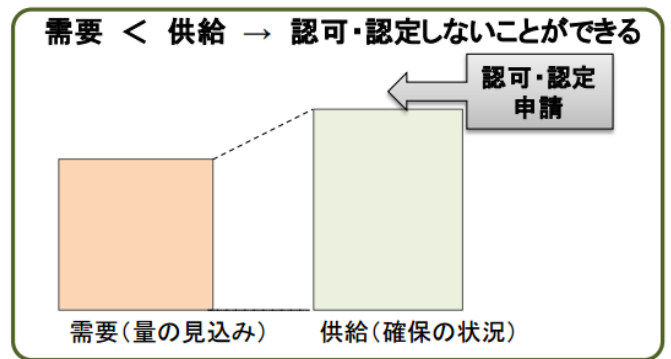
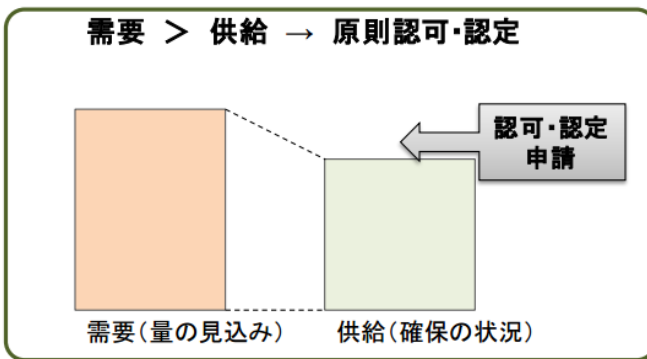
子ども・子育て支援新制度における保育所等の認可については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）で示されており、概要は以下のとおり。

○保育所等の認可は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（注1）小規模保育事業の認可は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」の状況に応じ、以下のとおり認可を行う。

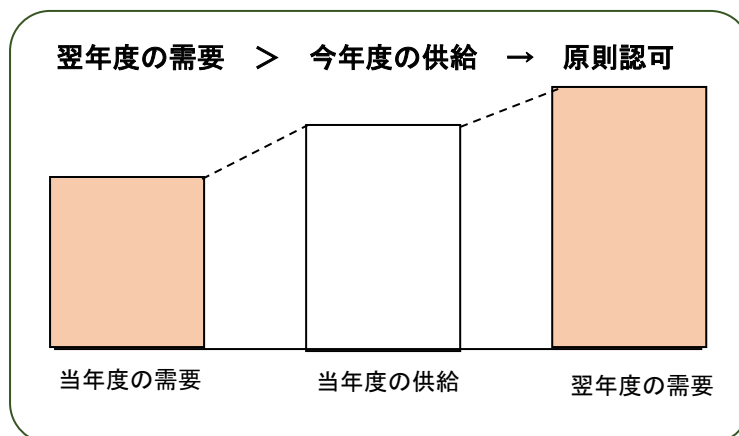
「量の見込み（需要）」 > 「確保方策（供給）」 → 原則認可

（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

「量の見込み（需要）」 < 「確保方策（供給）」 → 認可を行わないことができる



○上記については、当年度の計画において、需要が供給を上回る場合について、原則認可することとなっていたが、平成29年度、内閣府は、待機児童解消のため平成34年度末までに新たに34万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したことを踏まえ、基本指針についても、需要が今年度より翌年度の方が多い場合は、翌年度の需要に基づき認可するよう改正された。



（注1）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、市町村計画の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区間ごとに「量の見込み」と「確保方策」を策定する。